

当面の指名諮問委員会の運営に当たり取決めを要すると考えられる事項

1 下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則上、指名諮問委員会で定めることが予定されている事項

規則3条2項2号

下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則

第3条

最高裁判所は、下級裁判所裁判官として任命されるべき者として指名されることの希望を申し出た者(以下「任官希望者」という。)については、当該者を指名することの適否を委員会に諮問しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、最高裁判所は、任官希望者を指名することの適否を委員会に諮問することを要しない。

一 判事を高等裁判所長官に指名する場合

二 任官希望者がかつて下級裁判所裁判官として任命されたことがあり、かつ、その者の免官又は転官から経過した期間が短期であるなど、諮問をする必要性が低いものとして委員会が定める場合

2 指名諮問委員会を運営していく上で必要な事項

- (1) 指名諮問委員会において指名の適否について審議する手順・方法
- (2) 指名諮問委員会において指名の適否について判断する基準